

当社は以下の貨物利用運送事業について、第二種貨物利用運送事業の認可を受けています。

- 認可番号 : 国総貨複第102号
  
- 利用運送機関の種類 : 鉄道貨物運送
  
- 利用運送の区域又は区間 : 拠点駅 仕向駅  
帯広駅 日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅  
札幌貨物ターミナル駅  
郡山貨物ターミナル駅  
倉賀野駅  
宇都宮貨物ターミナル駅  
熊谷貨物ターミナル駅  
越谷貨物ターミナル駅  
新座貨物ターミナル駅  
羽生オフレールステーション  
千葉貨物駅  
隅田川駅  
東京貨物ターミナル駅  
横浜羽沢駅  
相模貨物駅  
川崎貨物駅  
梶ヶ谷貨物ターミナル駅  
静岡貨物駅  
広島貨物ターミナル駅  
北九州貨物ターミナル駅  
福岡貨物ターミナル駅  
名古屋貨物ターミナル駅  
神戸貨物ターミナル駅  
大阪貨物ターミナル駅  
吹田貨物ターミナル駅  
安治川口駅  
百済貨物ターミナル駅  
姫路貨物駅  
鳥栖貨物ターミナル駅  
熊本駅  
仙台貨物ターミナル駅

- 業務の範囲
  - : 一般事業
  - : 鉄道貨物運送の種類
    - コンテナ輸送
  - : 特殊な分野の鉄道貨物輸送に限って事業を行うかどうかの別  
行わない
  
- 貨物の集配の拠点
 

	仕立地	仕向地
	帯広駅	日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅
	札幌貨物ターミナル駅	
	郡山貨物ターミナル駅	
	倉賀野駅	
	宇都宮貨物ターミナル駅	
	熊谷貨物ターミナル駅	
	越谷貨物ターミナル駅	
	新座貨物ターミナル駅	
	羽生オフレールステーション	
	千葉貨物駅	
	隅田川駅	
	東京貨物ターミナル駅	
	横浜羽沢駅	
	相模貨物駅	
	川崎貨物駅	
	梶ヶ谷貨物ターミナル駅	
	静岡貨物駅	
	広島貨物ターミナル駅	
	北九州貨物ターミナル駅	
	福岡貨物ターミナル駅	
	名古屋貨物ターミナル駅	
	神戸貨物ターミナル駅	
	大阪貨物ターミナル駅	
	吹田貨物ターミナル駅	
	安治川口駅	
	百済貨物ターミナル駅	
	姫路貨物駅	
	鳥栖貨物ターミナル駅	
	熊本駅	
	仙台貨物ターミナル駅	
  
- 利用運送約款
  - : 標準鉄道利用運送約款
    - 当社ホームページ掲載